

「摂津市広告付き窓口番号案内システム設置運用業務プロポーザル評価基準」

1. 評価水準

評価水準	特に優れている	優れている	適切である	やや劣る	劣る
評価点（5点）	5点	4点	3点	2点	1点
評価点（10点）	10点	8点	6点	3点	1点
行政情報枠の割合	30%以上 10点	27～29% 8点	24～26% 6点	21～23% 3点	20% 1点

2. 評価項目、評価点等

審査者	評価項目	評価基準	配点
事務局	業務実績	他自治体における導入実績は十分であるか。	10
	広告掲載料	提案金額が市の歳入確保につながる妥当なものであるか。	10
	行政情報枠	広告放映全体に占める行政情報枠が十分に確保されているか。行政情報の作成等について、職員の負担が少なく容易な仕組みであるか。	10
選定委員	業務遂行能力	仕様書の内容に沿った具体的な提案であるか。導入スケジュールについて、業務に支障がないよう考慮されているか。	10
	利用しやすさ	利用する職員および市民にとって直感的で容易に操作・利用できる仕様となっているか。	10
	機器類の操作及び運用管理	機器の操作が仕様書の要求事項を適切に反映しているとともに、保守・維持管理を含めて市職員のみで継続的な運用ができる体制・仕組みとなっているか。	10
	職員研修	職員への操作方法の研修の体制は適切であるか。操作マニュアルは分かりやすいものであるか。	5
	サポート体制	機器の障害が発生した際の保守体制が十分に整っているか。開庁時間内に常に連絡可能な体制が整備されているか。	10
	セキュリティ対策	個人情報の保護や、不正アクセスを防ぐセキュリティ対策は十分に講じられているか。	10
	広告の募集・審査	広告主募集や広告内容の審査体制は充実しているか。	5
	企画提案	仕様書に定めのない事項で、追加可能な機器・設備等、市民サービスの向上が見込まれる独自提案であるか。	10

3. 評価の方法

(1) 各審査者は上記の評価項目及び評価事項に基づき、提案者ごとに点数による評価を行う。

(2) 審査は6名の審査者により、総計600点満点で行う。

【配点の内訳】各選定委員の持ち点（70点）に、事務局評価枠（30点）を加算した1名100点満点とする。これを6名分合算し、600点満点とする。

【最低基準点】全審査者の合算値の60%（360点）を最低基準点とし、これに満たない提案者は選外とする。

(3) 各審査者の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、審査合計点が同点である提案者が2人以上ある場合は、「企画提案の内容」の得点が高い者を上位者とする。なお、当該得点も同点の場合は、くじ引きにより上位者を決定する。

(4) 提案者が1者のみの場合で、各審査者の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者とする。